

和 指 第 5 8 号  
令 和 6 年 5 月 9 日  
(2024年)

各介護職員等処遇改善加算算定対象事業者 様

和歌山市長 尾 花 正 啓  
(公印省略)

令和6年度介護職員等処遇改善加算の介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(6月1日以降算定分)の提出について(通知)

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年3月19日付け和指第871号「令和6年度「介護職員等処遇改善加算等」の届出について(通知)」でお伝えしているとおり、令和6年度介護報酬改定による介護職員等処遇改善加算の制度変更に伴い、令和6年6月1日から介護職員等処遇改善加算を算定する全ての事業所は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(6月1日以降算定分)を提出する必要があります。万一、届出書の提出がない場合は、6月1日以降処遇改善加算の算定ができません。提出締め切りが近づいておりますので、再度、提出書類や期限をご案内いたします。手続きに遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、令和6年度介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書を提出している事業者全てに送付しております。既に介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(6月1日以降算定分)を提出済みの場合は、ご容赦ください。

また、本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職から通知いただきますようよろしくお願いいたします。

## 1 提出書類

### ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

- ・【別紙2】(介護予防)居宅サービス、(介護予防)施設サービス用
- ・【別紙3-2】(介護予防)地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援用
- ・【別紙3-3】予防給付型サービス用

### ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

- ・【別紙1-1-2】居宅サービス、(介護予防)施設サービス、居宅介護支援用
- ・【別紙1-2-2】介護予防サービス用
- ・【別紙1-3-2】(介護予防)地域密着型サービス用
- ・【別紙1-4-2】予防給付型サービス用

「介護給付費算定に係る届出等様式集」(ページ番号:1003137)

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1003137.html>

## 2 提出方法

和歌山市役所東庁舎 2階指導監査課介護事業所指定班まで2部（1部は受付後、事業者控えとして返却します。）持参してください。郵送による提出（消印有効）も可能とします。

### 【提出先】

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市 指導監査課 介護事業所指定班

## 3 提出期限

- ・居宅系サービス：令和6年5月15日（水）まで  
※郵送は、令和6年5月15日（水）の消印有効
- ・施設系サービス：令和6年5月31日（金）まで  
※郵送は、令和6年6月1日（土）の消印有効

和歌山市 健康局 保険医療部 指導監査課 介護事業所指定班 電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320
--